ル）プロ	四・六％
二・四・トリオキ	四・六％
一・三・ルメチル	四・六％
ド―一・メチル」	四・六％
尿素との	四・六％
	四・六％
	四・六％
	四・六％」

に改める。

別表第二九三二・一三号の次に次の一号を加える。

二九三二・一四　スクラロース	四・六％

別表第二九三三・五九号中「〔二・二―二〕」を「〔二・二―二〕」に改め、同表第二九三三・九一号の次に次の一号を加える。

二九三三・九二　アジンホスメチル（ＩＳＯ）	四・六％

別表第二九・三五項を次のように改める。

二九・三五　スルホンアミド	
二九三五・一〇　Ｎ―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
二九三五・二〇　Ｎ―エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
二九三五・三〇　Ｎ―エチル―Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
二九三五・四〇　Ｎ―（二―ヒドロキシエチル）―Ｎ―メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
二九三五・五〇　その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド	四・六％
二九三五・九〇　その他のもの	四・六％

別表第二九類第一二節中「及び植物アルカロイド」を「及びアルカロイド」に改める。

別表第二九・三九項中「植物アルカロイド」を「アルカロイド」に、

二九三九・九一　その他のコカフェート並びにその他のコカフェート並びにその他のもの（植物由来のものに限る。）	無税
二九三九・九九　その他のもの	無税

を

二九三九・七一　その他のコカフェート並びにその他のコカフェート並びにその他のもの	無税
二九三九・七九　その他のもの	無税
二九三九・八〇　その他のもの	無税

に改める。

別表第三〇類の注1(a)中「食餌療法用」を「食餌療法用」に、「食餌補助剤」を「食餌補助剤」に改める。

別表第三〇類に号注として次のように加える。

号注

1　第三〇〇二・一三号及び第三〇〇二・一四号においては、次に定めるところによる。

(a)　「混合してないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）をいう。

(b)　「混合したもの」とは、次の物品をいう。

(1)　(a)の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの

(2)　(a)又は(b)(1)の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの

(3)　(a)、(b)(1)又は(b)(2)の物品で、その他の添加剤を混合したもの

2　第三〇〇三・六〇号及び第三〇〇四・六〇号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（ＩＮＮ）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。

アモジアキン（ＩＮＮ）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（ＩＮＮ）、アルテモチル（ＩＮＮ）、アルテメテル（ＩＮＮ）、アルテスナート（ＩＮＮ）、クロロキン（ＩＮＮ）、ジヒドロアルテミシニン（ＩＮＮ）、ルメファントリン（ＩＮＮ）、メフロキン（ＩＮＮ）、ピペラキン（ＩＮＮ）、ピリメタミン（ＩＮＮ）並びにスルファドキシン（ＩＮＮ）

別表第三〇・〇二項中

三〇〇二・一〇　免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性のものであるかないかを問わない。）のであるかないかを問わない。）免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性のものであるかないかを問わない。）免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性のものであるかないかを問わない。）マラリア診断試験キット	無税
三〇〇二・一一　免疫血清その他の血液分画物	無税
三〇〇二・一二　免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないもの）	無税
三〇〇二・一三　免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。）	無税
三〇〇二・一四　免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）	無税
三〇〇二・一九　その他のもの	無税

を

に改める。